**湯の峯温泉、川湯温泉及びその周辺地域**

**における温泉保護対策実施細則**

第１　温泉掘さく、動力装置等の許可基準

　１　温泉保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）４の許可基準は、次に掲げ　　る事項に該当する場合に限って適用外とし、その都度検討する。

　　(1) 温泉資源を保護し、かつ効果的に揚湯する目的で既存源泉を統廃合する場　　　合。

　　(2) 公共の福祉など特に必要な場合

　２　前記１により適用外として動力装置の設置及び増馬力の許可申請をする場合　　は、施行規則等の規定による申請書の外に次に掲げる書類を添付しなければな　　らない。

　　(1) 利用中の源泉については、揚湯量、配湯先別配湯量及びその利用状況、利　　　用計画並びに動力装置の設置又は増馬力の理由書を添付しなければならな　　　　い。

　　(2) 利用されていない源泉については、揚湯しようとする量、その配湯先別配　　　湯量及びその利用計画並びに動力装置又は増馬力を必要とする詳細な理由。

　３　要綱４、(1)ロの規定中「既存源泉」とは、現在利用中の源泉、又は現在利　　用されていないが、近く使用する目的で維持管理の行為がなされている源泉を　　いう。

　４　要綱４、(1)ロの規定により既存源泉の統廃合を行い掘さく等の申請をする　　場合は、施行規則の規定による申請書の外に次に掲げる事項を記載した源泉統　　廃合計画書を添付しなければならない。

　　(1) 統廃合を行う源泉の所在地及び所有者の住所、氏名（法人の場合は、所在　　　地、名称、代表者の氏名）

　　(2) 統廃合を行う目的

　　(3) 廃止する源泉の措置についての誓約書

　　(4) 統廃合実施前の揚湯量、配湯先別配湯量及び実施後の揚湯量、配湯先別配　　　湯量並びに利用計画

　５　要綱４、(1)ロの規定による公共の福祉上掘さく等の申請をする場合は、施　　行規則の規定による申請書の外に次に掲げる事項を記載した掘さく等理由書を　　添付しなければならない。

　　　温泉利用の目的及び具体的な計画

　６　要綱４、(1)イ及びロの規定により動力装置、増馬力、掘さく、及び増掘を　　認める場合、動力装置については、最高５馬力とし、掘さく及び増掘の深度、　　口径は周囲の源泉の状況を考慮して個々に決定する。

第２　温泉しゅんせつ

　１　温泉の湧出路をしゅんせつしようとする者は、工事着工１ヶ月前までに別記　　様式による温泉しゅんせつ届を知事に提出し、その受理通知がなければ、しゅ　　んせつしてはならない。

　２　温泉しゅんせつ届の事務処理については、要綱５項の規定を準用する。

　　この細則は、昭和５４年５月１日から施行する。